

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

1, 600百万円 (1, 600百万円)

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
地球環境局地球温暖化対策課
自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要である。また、外気温との温度差を利用した地中熱利用の普及促進を一層図っていく必要がある。しかしながら、地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。

このため、地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

2. 事業計画（業務内容）

（1）地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定

- ① 地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性等具体的な事業化計画の策定を支援

（補助先・補助率） 地方公共団体 定額（1,000万円上限）
民間事業者等 2/3

- ② 既存の温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる場合において、国と都道府県が連携し、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

（補助先・補助率） 都道府県 定額（2,000万円上限）

※都道府県が直接補助又は所管内地方公共団体又は事業者への間接補助

（2）地熱・地中熱等利用事業

地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援

（補助先・補助率） 地方公共団体 1/2、2/3

民間事業者等 1/3、1/2、定額（400万円上限）

3. 施策の効果

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギーの地産地消による自立分散型社会の構築
- 地盤環境の保全と熱利用効率の維持を両立する事業の普及



背景・目的

- 我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要。また、地中熱利用の省エネポテンシャルは大きく、環境に配慮しつつ普及を促進することが必要。
- 地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。
- 地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

期待される効果

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギー地産地消による自立分散型社会構築
- 地盤環境の保全と熱利用効率維持を両立する事業を普及

事業概要

環境配慮型の地熱利用を推進するため、地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等を支援。

(1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定

①事業化計画支援

地方公共団体や民間事業者等による、地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援。

- ・補助先・補助率：①民間事業者等 2/3
②地方公共団体 定額(上限1,000万円)

②温泉熱多段階利用推進調査

既存の温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる場合において、国と都道府県が連携し、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

- ・補助率：定額(上限2,000万円)
- ・補助先：都道府県に補助金を交付。
当該補助金を受けた都道府県が直接執行又は所管内地方公共団体又は事業者への間接補助

(2) 地熱・地中熱等利用事業

地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し、低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援。

- ・補助先・補助率：①民間事業者等 1/2または1/3
②地方公共団体 2/3または1/2
③モニタリング装置等：定額(上限400万円)

イメージ

